

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 電気通信事業法施行令の一部改正

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百条の五第一項の規定に基づき、所要の規定の整備を行うこと。（本則関係）

第二 施行期日

この政令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日（令和五年六月十六日）から施行すること。（附則関係）